

**平成28年10月17日(月)に馬絹1・2・3丁目地区の
住居表示を実施しますので、事前の実態調査に御協力ください!**

平成28年4月

各 位

馬絹地区住居表示検討委員会
委員長 田 辺 英 夫

「馬絹地区(1期)の住居表示実施について」のお知らせ

新緑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、馬絹地区にお住まいの皆様は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっています。

住居表示は、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示することで、住民の皆様の日常生活の利便性を向上させるとともに、公共の福祉の増進を図ることを目的として行う制度です。

平成28年10月17日(月)に馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬絹3丁目の住居表示を実施します。なお、馬絹地区(2期)につきましては、平成29年秋頃に、馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目として、住居表示を実施する予定です。

実施に伴い、平成28年5月中旬から馬絹地区(1期)の区域内にお住まいになっている方や法人などの実態調査(調査方法は、2ページに記載しています。)を行いますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、住居表示実施に伴う住所変更の手続きについては、必要事項を3ページ下段に記載しておりますので、御覧ください。

また、会社などで使用します新住所の封筒・ゴム印等については、会社などの御負担で作製していただく必要がありますので、予めお知らせいたします。

馬 絹 地 区(1 期)の 住 居 表 示 実 施 予 定

平成28年	5月 中旬	実態調査開始
	9月16日~	住居番号決定通知書・資料配布(各戸配布)
	10月17日	住居表示実施日

<問合せ先>

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
電話 044(200)2736

4ページに実施区域図があります。

実態調査に御協力ください！

☆ 調査対象者

住居表示実施地区にお住まいの全ての方や事業所等のある全ての法人等が調査対象となります。

※実施地区に住居登録をしていない方や法人登記をされていない事業所等も調査対象となります。

☆ 調査内容

①居住者、事業所等の調査

住居表示の実施後に、皆様が各種の住所変更手続きをしていただく際に必要となる「通知書」及び「住居の表示の変更証明書」（住所の表し方が変わったことを証明するものです）を発行するために、次のような調査を行います。

・住居表示実施地区にお住まいの方

住民登録されている住所と氏名について、表札等で確認します。確認できない場合、直接お尋ねすることもあります。住民登録をしていない方については、住所、氏名、家族構成等をお尋ねいたします。

・住居表示実施地区に事業所等がある法人等

法人登記簿に記載されている住所と事業所名について、表札等で確認します。確認できない場合、直接お尋ねすることもあります。法人登記されていない事業所等については、住所、事業所名を直接お尋ねいたします。

・共同住宅

マンション・アパート等のオーナー及び建物所有者について、直接お尋ねすることもあります。

※調査員がお伺いした際、御不在だった場合には、お知らせを郵便受け等に入れていただきますので、お手数ですが御連絡ください。なお、御連絡がなく、調査ができませんと、「通知書」「住居の表示の変更証明書」の発行や住民票等の住所欄の変更等ができない場合がありますので、早急に御連絡くださるようお願いいたします。

②建物・道路の調査

建物に住居番号を付け、市で管理する住居表示台帳を整備するために、建物の主要な出入口の位置、新築及び増改築等が行われた建物の位置や形状等の調査を行います。

☆ 調査員

川崎市が委託契約をした株式会社カワコンが調査を行いますので、皆様方のお宅にお伺いいたしましたら、御協力の程よろしくお願いいたします。

調査員は、「川崎市」の腕章を付け、「身分証明書」を携帯しております。

☆ 個人情報について

住居表示の実施にあたり、次の関係行政機関並びに主な事業者へ、住居の表示について正確かつ最新の内容とするための情報提供（世帯主氏名、新・旧住所）をさせていただきます。

（日本郵便株式会社（郵便物関係）、上下水道局 など）

※詳しくは、実施日の約1ヶ月前に配布する「住居表示のしおり」を参照してください。

住所はこうなります！

住居表示を実施すると、住所の表し方は従来のように地番を用いず、以下に記した決め方により決定した「街区符号」と「住居番号」を用いて表します。

【旧住所】 川崎市 宮前区 馬絹〇〇〇〇番地〇

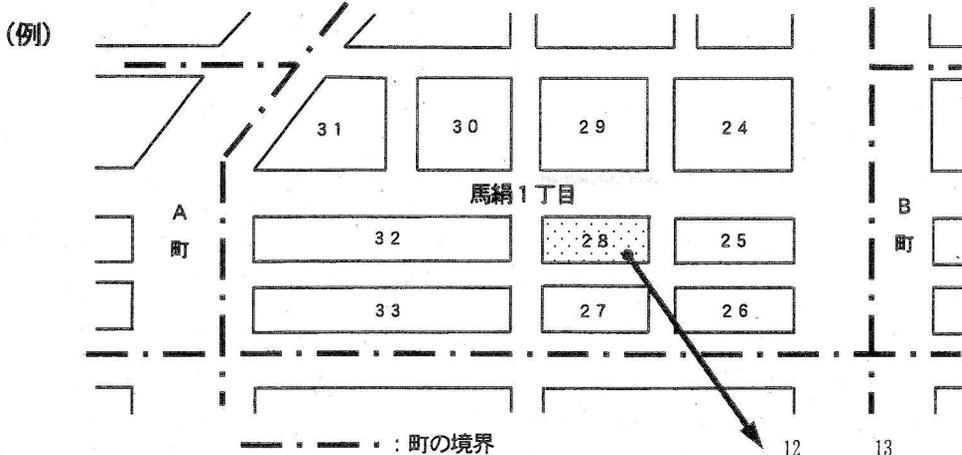
【新住所】 川崎市 宮前区 馬絹1丁目 〇番 〇号
新町名 街区符号 住居番号

住所はこう決めます！

☆町をいくつかの区画に分ける

町の中を道路や水路などで、いくつかの区画（街区）に分け、順序よく番号（街区符号）を付けます。また、街区の角に「街区表示板」を取り付けます。

(例) 街区表示板

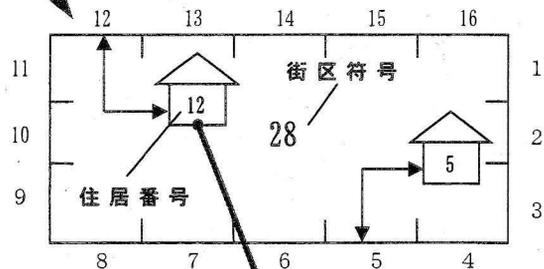


☆住居番号を付ける

原則として、街区の周囲を一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の出入口がどの基礎番号のところにあるかによって決まります。

玄関や門柱などの見やすいところに、「小型町名表示板」と「住居番号表示板」を取り付けていただきます。



(例) 小型町名表示板 住居番号表示板



住所変更の手続きについて

※詳しい内容については、実施日の約1ヶ月前に各戸配布する「住居表示のしおり」に掲載します。

☆手続きする必要がないもの

区役所等の官公署で保管している住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、戸籍、土地・建物登記簿の表題部などは各官公署で住所変更をしますので、個人で手続きする必要はありません。

☆手続きする必要があるもの

運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、法人登記のある法人の所在地・役員の住所、各種許可証、免許証、資格等及び勤務先、学校、金融関係、生命保険会社、携帯電話などの住所変更については、個人で手続きする必要があります。

宮前区馬絹地区（1期）住居表示実施区域図

